

## D. 白神山地ビジターセンター

第1. 監査の結果及び改善提案（意見）

第2. 白神山地ビジターセンターの概要

## 第1 監査の結果及び改善提案（意見）

### 1. 人札時におけるアフターコストの検討 ■業者選択が難しい保守契約

#### (1) 超大型映像システムの概要

ビジターセンターの主要施設（施設の概要P199参照）の中でも、映像体験ホールは、縦15メートル・横20メートルの超大型映像システムによる臨場感あふれる映像で、世界自然遺産白神山地の四季折々の姿を紹介し、ビジターセンター運営上の大きな柱となっている。この超大型映像システムには、映像機器設備購入価額として約3億円、映像ソフトの製作に約3億円が投じられているがそれぞれ、その他にアフターコストも発生する仕組みとなっている。

#### (2) 監査の結果

アフターコストとして次の費用が掛かっている。

映像機器については、製造販売会社であるA社（親会社カナダ）に保守料として年間11,157千円（13年度）を支払っている。映像機器のメーカーであり、相見積りは省略している。（財務規則148条）保守業務の内容は、3か月に1度（年4回）2名のスタッフが1回につき2日点検業務を行っている。従って、年間延べ16日間（2人×4回×2日）の点検業務が行われていることになる。補修部品は、ランプやローラー等消耗性のある部品以外は先方持ちとなっている。補修状況を通査したところ、使用開始から1年は無償期間であり、平成11年度半ばから平成13年度までの2年半ではローラーの交換や注油、多少の修理があった程度である。

一方、大型映像フィルムについては平成13年度において2本を焼き増しプリントしている（収支の推移P198参照）。フィルムについてもその製作会社であるB社に発注し、1本につき5,686千円を支払っている。

映像機器にしても、映像フィルムにしても、製作会社にその後の保守管理を委託し、原版を所有するフィルム会社に焼き増しを発注するのは、ある意味で自然であり、相見積りを省略するに足る十分な理由があるものと思われる。

しかしながら、状況から判断して当初から他の会社に委託ないし発注することが不合理な程の関係があり、保守料や焼き増し料が高額な場合は否応なしに、アフターコストが高いものとなる可能性がある。

物品の購入（製作）とアフター業務に不可分の関係がある場合、購入時において購入（製作）物品の価格だけの人札ではなく、アフター業務についてもそのコストを拘束出来るような入札制度の改善、工夫が必要である。

尚、入札制度の全般的改革事例と改善案については、P49～51を参考にさせて頂きたい。

2. 随意契約による予定価格の役割 ■制度の趣旨に十分応えない処理

監査の結果

平成13年度にビクターセンターで処理されている需用費や役務費等のうち随意契約しているものの中で、次の表に示すとおり予定価格と契約金額が同額である契約が数多く存在した。

(単位：円)

| 科 目                      | 年月日       | 予定価格       | 契約金額       | 相見積り |           |
|--------------------------|-----------|------------|------------|------|-----------|
|                          |           |            |            | 徴求数  | 金 額       |
| 需 用 費                    | 13. 5. 2  | 11,372,970 | 11,372,970 | —    | —         |
| 大型映像フィルム焼き増しプリント         |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 13. 5. 5  | 162,162    | 162,162    | 他1者  | 200,067   |
| 交換用照明器具                  |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 13. 7. 4  | 315,000    | 315,000    | 他1者  | 341,000   |
| クーリングタワー散水槽修理            |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 13. 9. 12 | 420,000    | 420,000    | 他1者  | 493,500   |
| 映写機用ランプ                  |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 13. 9. 12 | 300,300    | 300,300    | —    | —         |
| 大型映像フィルム用音響テープ           |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 14. 1. 18 | 577,500    | 577,500    | —    | —         |
| センターだより2号印刷代             |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 14. 1. 30 | 216,720    | 216,720    | 他1者  | 241,395   |
| 展示室照明交換球                 |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 14. 2. 7  | 483,000    | 483,000    | 他1者  | 497,700   |
| しおり袋製作費                  |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 14. 2. 13 | 441,000    | 441,000    | —    | —         |
| リーフレット「白神山地」(英語版)の増刷     |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 14. 2. 28 | 1,176,000  | 1,176,000  | 他1者  | 1,480,500 |
| 外国語版白神山地ビクターセンターリーフレット製作 |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 14. 3. 8  | 945,000    | 945,000    | 他1者  | 1,039,500 |
| 世界遺産白神山地憲章手帳の製作          |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 14. 3. 10 | 276,060    | 276,060    | —    | —         |
| 白神山地全紙館内パネル製作            |           |            |            |      |           |
| 需 用 費                    | 14. 3. 26 | 126,000    | 126,000    | —    | —         |
| 「四季の恵み」モニター修理            |           |            |            |      |           |
| 役 務 費                    | 13. 8. 31 | 147,000    | 147,000    | 他1者  | 155,400   |
| ばい煙測定手数料                 |           |            |            |      |           |

|               |            |         |         |     |         |
|---------------|------------|---------|---------|-----|---------|
| 役 務 費         | 13. 11. 14 | 168,000 | 168,000 | 他1者 | 200,000 |
| 地下タンク漏洩検査     |            |         |         |     |         |
| 役 務 費         | 14. 3. 5   | 147,000 | 147,000 | 他1者 | 155,400 |
| ばい煙測定手数料      |            |         |         |     |         |
| 使用料賃借料        | 14. 2. 1   | 250,000 | 250,000 | —   | —       |
| パネル作成用写真原版使用料 |            |         |         |     |         |
| 備品購入費         | 13. 5. 16  | 110,250 | 110,250 | 他1者 | 111,240 |
| 温湿度長期間記録計     |            |         |         |     |         |
| 備品購入費         | 13. 7. 25  | 112,170 | 112,170 | 他1者 | 121,275 |
| 受付用椅子(3ヶ)     |            |         |         |     |         |
| 備品購入費         | 14. 3. 12  | 399,945 | 399,945 | 他1者 | 425,775 |
| 非常勤職員用制服購入    |            |         |         |     |         |

このように予定価格と契約金額が一致するのは、ビジターセンター側で事前に電話で予定価格とすべき積算根拠を見積提出予定業者に聞いて、その聞いた金額をそのまま予定価格とし、また、電話で予定価格の積算根拠を知らせた業者は、そのままの価格で見積書を出しているからとのことである。

この随意契約手続によると、相見積りをしている場合には、事前に予定価格の積算根拠を口頭で知らせた業者のみが予定価格を知り得る立場になり、一社にのみ予定価格を公表しているのと同様の結果となる。

また、相見積りをしていない一社随意契約の場合には、その一社が口頭で知らせた「言い値」で契約してしまう結果になりかねない。

どちらにしろ、予定価格が契約事務の経済性確保に有効に利用されているとはいえない。予定価格の積算根拠は見積り徴求者からは聞かないなど、何らかの改善措置を講じて予定価格の機能を発揮させるようにする必要がある。

(注) その後、上記の指摘に対して「予定価格とすべき積算根拠を見積提出予定業者に聞いてそのまま予定価格としている事実はなく、それをあくまでも参考としているものである。」との報告があった。参考としていたとしても、これほど(参考とした)予定価格と見積提出予定業者との契約金額が結果として同一となっている状況からして、予定価格に期待されている経済性確保に係わる法の趣旨が有効に機能しているとは言い難いと言わざるを得ない。

尚、随意契約の場合でも契約予定価格が10万円を超える場合、原則として2人以上から見積書を徴収することが必要であるが(規則148条)、上記リストのうち合見積りのないものについては、相当の理由があるものと判断した。

### 3. 清掃業務委託契約 ■経済性改善の余地大

#### 監査の結果

#### (1) 清掃業務委託の入札状況

(単位：千円 税抜)

| 年度   | 入札参加業者 |       |       |       |       |       | 入札価格  | 予定価格 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
|      | A社     | B     | C     | D     | E     | F     |       |      |
| 11年度 | 7,320  | 7,500 | 2回目辞退 | 7,500 | 2回目辞退 | 7,480 | 7,350 |      |
| 12年度 | 7,320  | 2回目辞退 | 2回目辞退 | 2回目辞退 | 2回目辞退 | 2回目辞退 | 7,352 |      |
| 13年度 | 7,320  | 7,700 | 7,650 | 7,650 | 7,800 | 7,540 | 7,352 |      |

(注) 予定価格調書には予定価格は税込みで記入されているが、明瞭に比較する目的でここでは税抜で記載している。

上表から読み取れる事実として、指名業者（入札種別は指名競争入札）は3年間6社に限定され、その中からA社が落札率99.6%という高率で毎年受注している。まず、指名業者の限定については改善が必要であり、入札の透明性の確保、競争原理の促進、不正防止の観点から今後さらに指名業者数を増やす必要がある。青森県庁作成の指名業者名簿を閲覧したところ、弘前市内に本社を有する資格業者が最低5社は存在しているので、その際の参考にしていただきたい。

#### (2) 予定価格算出設計書

13年度の予定価格は下表の設計により算出（積算）されている。

| 直接業務費<br>直接人件費 | 内訳等  | 月額             | 年額 (円)      |           |         |
|----------------|------|----------------|-------------|-----------|---------|
|                |      |                | 月額          | 年額 (円)    |         |
|                | 一般業務 | 清掃人夫           | 月50人×5,400円 | 270,000   |         |
|                |      | 業務             | 一式          | 69,825    |         |
|                |      | 小計             | 339,825     | 4,077,000 |         |
|                | 特別業務 | ガラスサッシ、ステンレス清掃 | 年2回         |           | 570,000 |
|                |      | ワックス塗布         | 月1回         |           | 912,000 |
|                | 合計   |                |             | 5,559,000 | A       |

|        |        |        |           |   |
|--------|--------|--------|-----------|---|
| 直接物品費  | A×4%   | (端数切捨) | 222,000   |   |
|        | 直接業務費計 |        | 5,781,000 | B |
| 業務管理費  | B×6%   | (端数切捨) | 346,000   |   |
| 業務原価   |        |        | 6,127,000 | C |
| 一般管理費等 | C×20%  | (端数切捨) | 1,225,000 |   |
| 保全業務費  |        |        | 7,352,000 |   |
| 消費税    |        |        | 367,600   |   |
| 合計     |        |        | 7,719,600 |   |

① 上表中の直接人件費の衛生消耗品費69,825円/月については、設計書中の単価表備考欄にトレットペーパー・シートペーパー等とされ、直接物品費と混同されるような表現があり、4%の直接物品費の二重計上ではないかと質問したが、記載方法の誤りでトレットペーパー等の交換に関する直接人件費であるとの説明を受けた。この結果、当ビジターセンターの清掃業務の直接人件費は日給6,796.5円(339,825円/50人)となり、財団法人経済調査会発行の「積算資料」にある札幌市の清掃員Cの賃金(5,780～6,800円/日)並みの高額となっている。設計書の記載には今後十分注意されたい。

② 一般清掃業務は平成10年採用の3名の女性が交代制で営業日に2名ずつ従事しているが、上表から算出される1名あたりの委託報酬は年283万円(\*3)である。この金額は物品費や管理費が含まれた数字ではあるが、一般論として県内の清掃業従事者は県内最低賃金(1時間604円)水準で労働しているのが現実である。1日8時間で年間延310日(13年度実績)として計算すると約300万円(\*1)が人件費と想定され、法定福利費(\*2)を考慮しても約200万円(\*4)が受託者の利益になっているように思える。当ビジターセンターの非常勤職員の平均給与は1,769千円、臨時職員のそれは1,406千円であり、委託業務に係わる清掃従事者の人件費等が突出しているように感じられる。委託費削減のために非常勤職員等との業務分担を見直すことも視野に入れては如何であろうか。

(計算明細)

(\*1) 年間開館日数310日、清掃員3人が交代で毎日2人が労働している。延べ年間労働日数620日。したがって、604円×8時間×620日=2,995,840円 → 300万円

(\*2) 法定福利費20%とするとコストは360万円(=300万円×1.2)

(\*3) 特別業務は別の人が担当するので計算上除外し、1人当たり委託報酬を計算する。  
4,077,000×1.04(物品費)×1.06(業務管理費)×1.2(一般管理費)×1.05(消費税)  
=5,663,050円 ÷2人 =2,831,525 → 283万円

(\*4) 利益 560万円(委託報酬) - 360万円(コスト) = 200万円

(注) 直接人件費の定義

「建築保全業務積算基準」(財団法人建築保全センター発行)によれば、直接人件費は次のように定義されている。

「直接人件費は、保全業務に直接従事する技術者が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用で、当該技術者の賃金に相当するものとする。」

(3) 冬期間の清掃対応

当ビジターセンターの場合、来場者数の季節的変動が極めて高く、冬期間は来場者数が著しく減少する。(11月～4月の6ヶ月間の利用者数の合計は、ピーク月である8月一ヶ月の84%にすぎない。: 下記参照)

清掃委託費削減のために、映像体験の上映回数を冬期間に限り減らしたり、体験ホールの前列椅子の使用の停止、野外トイレの閉鎖等により清掃範囲を狭めたり、あるいは回数を減らすことは十分可能と考える。逆に、そうすることで来場者の多い期間にはこれまで以上の資源を投下し、来場者の満足度を向上させ、清掃の効果をあげることが可能と思われる。

| 1日当たり入館者数 |      |      | (人)  |        |
|-----------|------|------|------|--------|
| 月         | 11年度 | 12年度 | 13年度 |        |
|           |      |      | 人数   | ピーク比 % |
| 4         | 248  | 154  | 148  | 26.5   |
| 5         | 557  | 342  | 323  | 57.9   |
| 6         | 484  | 424  | 331  | 59.3   |
| 7         | 513  | 478  | 356  | 63.8   |
| 8         | 722  | 606  | 558  | 100.0  |
| 9         | 543  | 392  | 419  | 75.0   |
| 10        | 658  | 482  | 541  | 96.9   |
| 11        | 267  | 166  | 154  | 27.6   |
| 12        | 80   | 48   | 32   | 5.7    |
| 1         | 80   | 45   | 33   | 5.9    |
| 2         | 74   | 58   | 46   | 8.2    |
| 3         | 88   | 52   | 58   | 10.3   |

84.2 %



#### 4. 展示品の取扱 ■実態を客観的に表さない会計処理

##### (1) 展示品の概要

ビジターセンターの主要施設の1つに展示ホールがある（施設の概要P199参照）。展示物の設計、製作、施工監理を含め総額約727百万円が投じられている。主な展示品の内容と製作価格は次の通りである。

|              |                      |           |
|--------------|----------------------|-----------|
| ブナ1本         | レプリカ（天井つるし）          | 105,316千円 |
| 一本の木に寄り添う生き物 | 7点 @2,099千円          | 14,697千円  |
| 白神山地ジオラマ模型   |                      | 12,117千円  |
| 白神山地の自然模式図   |                      | 13,334千円  |
| 他            | 多数（仮設経費、管理費、消費税等未配賦） |           |

##### (2) 監査の結果

① これらの展示品は公有財産として、工作物台帳に「数量1、価格691,248,600円」とだけ記載されている。上記の明細は、取得時の見積書から人手したものであるが、これらの保存年限が過ぎ数多くの証憑書類とともに廃棄された場合、展示品の数量、内容、取得価額などの明細が不明となり高価な展示品の管理が疎かになる。財務規則252条は公有財産の分類ごとに(1)区分及び種目(2)所在(3)数量及び価格(4)得喪変更の年月日(5)その他必要な事項を記載することとしている。この規定を形式的に解釈し(3)数量及び価格を上記のように記載したものであると思われるが、物品については2万円以上のものでも備品出納票や備品供用票に記録し（財務規則293条、294条）、個々の物品の管理を行おうとしている法の趣旨からして、単に「数量1、価格691,248,600円」という記載だけでは個々の展示物の管理は十分になしえないものとする。膨大な量にのぼる証憑書類を永久に保存するわけにはゆかず、台帳上で管理することが必要である。

② 尚、展示品を公有財産として処理しているが、法238条第1項3号に規定する従物の一形態として、財務規則別表3（252条関係）、工作物中の雑工作物に「掲示場」があることから、分類の論拠をそこにおいていると思われる。しかし、法238条に規定する従物とは、「従物が主物の効用を助けていることに着目して両者の経済的結合を尊重し、両者の経済的運用を共通ならしめよ

うとするために設けられた制度であるので、同じ公有財産に属するものとされている。」（逐条地方自治法・元自治省事務次官 松本英昭書・学陽書房）ことから、主物に対する従物の経済的結合状況が、従物の公有財産か否かの判断基準と言える。

展示品（従物）に対する主物は建物であるが、建物と内部の展示品との経済的結合関係は必ずしもあるとは言えない。一般的に、展示品は建物と分離して経済的取引の対象となるであろうし、建物と一体的にのみ取引対象になるとは言い難い。

又、財務規則別表3の雑工作物に「掲示場」があるが、雑工作物の他の例示として井戸屋形、非常階段、石炭置場、灰捨場が記載されている状況からして、掲示場の意味は工場や建屋外にある、所謂「広報用掲示塔」を指しているものと思われる。別表3の工作物は法238条第1項3号の従物であるが、主物は第1項の不動産（土地及び土地の定着物（建物・立木・樹木や石垣・溝渠）及び第2項の動産（船舶・航空機等）である。これらの従物として工作物に掲げられているのは、税法や会計学において広く慣行となっている分類で言うところの建物付属設備や構築物である。展示品はむしろ物品（備品一その他）として取り扱うのが、その性質、形状からも適切であり、上記の考察においても妥当な処理と考える。

（注）上記の監査結果について、その後「展示品については、地方自治法、青森県財務規則の趣旨に即して取り扱っているものであり、制度的な改善を望むのであれば、ビジターセンター個別事項ではなく全体的な事項としての意見としてほしい。」旨の意見が寄せられた。

法の趣旨は既述の通りであり、法規の趣旨に即して取り扱っているとは言いがたいというのが監査結果である。

財産の分類について、このように指摘する趣旨は、一般的に資産の分類が減価償却という形で税金計算に大きく影響する民間に比べ、官庁においては財産の分類、管理に対する意識が薄いように感じられるためである。また、NPM 等成果志向を求める方向性の中で、目標とすべき成果指標とそれに関わるコスト指標が車の両輪として大きな意義を有してくるものと考えますが、コスト計算の中で既支出の資産の取得価額の配分である減価償却は人件費とともに大きな比重を占める。そして、適正な償却計算をするためには、適正な資産の分類が耐用年数の適用上不可欠であり、また、財産の管理の徹底を図る趣旨からも監査結果のような財産の適正な分類、区分表示が望まれる理由がある。

5. ビジターセンターの運営コスト ■VC利用、1人1回4,100円のコスト負担

監査の結果

ビジターセンターの発生主義による行政コストは1人1回当たり約4,100円と算出された。仮に「県民や観光客がその金額を支払って観覧するかという視点」からは、高額と思われる。単位指標当たりコストは相対的なものであり観覧者数が増加することによって下落する。コスト削減の工夫と積極的な広報活動により、白神山地の世界遺産の数々を疑似体験出来るビジターセンターの利用者数を増加させる努力がより一層期待されるとともに、成果指標としての1人あたりコストの引き下げを図ることが必要である。

13年度歳出実績（P198参照）及び行政コスト計算（P39参照）

| 項目            | コスト               | 構成比     |
|---------------|-------------------|---------|
| 事業費           | 90,467,697 円      | 27.3    |
| 人件費           | 22,883,834        | 6.9     |
| 歳出合計          | 113,351,531       | 34.2    |
| 発生主義コストへの修正   |                   |         |
| 備品調整          | ▲ 946,000         | —       |
| 退職金要支給額       | 8,803,812         | 2.6     |
| 県所管課自然保護課配賦経費 | 0                 | —       |
| 減価償却 建物       | 37,523,000        | 11.3    |
| 工作物（舗装）       | 2,265,000         | —       |
| 展示物           | 43,165,000        | 13.0    |
| 映像機器          | 76,373,000        | 23.0    |
| 備品            | 2,142,000         | —       |
| 県債利息          | 48,339,930        | 14.6    |
| 行政コスト         | 331,017,273 円 (a) | 100.0 % |

●利用者数 79,336人 (b)

●利用者1人当たりコスト (a) / (b) = 4,172 円

減価償却費

| 主な項目        | ①取得価額     | ②耐用年数 | ③償却率  | ④償却額①×0.9×③ |
|-------------|-----------|-------|-------|-------------|
| 10年 建物/車庫等  | 2,084,650 | 5     | 0.020 | 37,523      |
| 10年 舗装      | 25,175    | 10    | 0.100 | 2,265       |
| 10年 大型映像機器等 | 597,600   | 7     | 0.140 | 76,373      |
| 10年 展示物     | 726,699   | 15    | 0.060 | 43,165      |
| 10年 備品      | 19,680    | 10    | 0.100 | 1,771       |
| 11年 〃       | 1,919     | 10    | 0.100 | 172         |
| 12年 〃       | 1,267     | 10    | 0.100 | 114         |
| 13年 〃       | 946       | 1     | 0.100 | 85          |